別表第一中

1000分の９	1000分の7.5
1000分の19	1000分の19
1000分の6.5	1000分の６
1000分の5.5	1000分の６
1000分の4.5	1000分の４
1000分の15	1000分の13
1000分の７	1000分の7.5
1000分の4.5	1000分の3.5
1000分の５	1000分の５
1000分の7.5	1000分の7.5
1000分の14	1000分の13
1000分の18	1000分の19
1000分の26	1000分の26
1000分の７	1000分の6.5
1000分の8.5	1000分の７
1000分の7.5	1000分の７
1000分の19	1000分の17
1000分の11	1000分の10
1000分の7.5	1000分の6.5
1000分の６	1000分の７
1000分の6.5	1000分の5.5
1000分の3.5	1000分の３
1000分の５	1000分の4.5
1000分の23	1000分の23
1000分の３	1000分の2.5
1000分の４	1000分の４
1000分の7.5	1000分の７
1000分の５	1000分の4.5
1000分の11	1000分の９

を

に改める。

1000分の12	1000分の11
1000分の17	1000分の16
1000分の3.5	1000分の３
1000分の12	1000分の12
1000分の13	1000分の13
1000分の６	1000分の5.5
1000分の７	1000分の6.5
1000分の３	1000分の2.5
1000分の４	1000分の3.5
1000分の３	1000分の2.5

別表第二中

19%	18%
21%	20%
19%	18%
24%	23%

を

に、

40%	38%
22%	21%
24%	23%

を

に改める。

別表第三の二中「別表第３の２」を「別表第３の３」に改め、同表を別表第三の三とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第３の２（第20条関係）

労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表

労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るものの額を除く。）に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものの額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るものの額を除く。）を加えた額と一般保険料の額（労災保険率（その率が法第12条第３項（法第12条の２の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額に限る。）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第１種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第19条の２の第１種調整率を乗じて得た額との割合	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合
10%以下のもの	30%減ずる。
10%を超え20%までのもの	25%減ずる。
20%を超え30%までのもの	20%減ずる。
30%を超え50%までのもの	15%減ずる。